

**児童虐待防止対策の充実など
子どもや家庭の安心・安全の確保**

(1) 児童虐待防止対策の充実

(新) ○ 児童虐待対応業務のIT化の促進 30百万円

増加する児童虐待相談など、専門性の高い業務への児童相談所の対応能力を一層高めるため、児童相談所において相談記録等の標準化・データベース化を行うとともに、児童福祉司の専門的判定を支援するシステムを開発する。

(新) ○ 保健師資格を有する人材の活用 25百万円

母子保健活動の経験がある保健師資格を有する者等に対し、児童虐待に関する最新の情報等による専門研修を行い、市町村における相談事業など児童虐待の予防対策に活用する。

○ 児童家庭支援センターの拡充 491百万円

地域に密着した相談、支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる児童家庭支援センターを拡充する。

50か所 → 100か所

○ 地域小規模児童養護施設の拡充 273百万円

民間住宅等を活用して、被虐待児を家庭的な環境の中で養護する地域小規模児童養護施設を拡充する。

20か所 → 40か所

○ 児童養護施設の被虐待児個別対応職員の充実 886百万円

児童養護施設において被虐待児童に個別に対応する職員の配置を拡充する。

定員50人未満の施設においても、被虐待児童が20人以上入所している場合に配置

(新) ○ 児童虐待防止法等の見直しに向けた調査検討 6百万円

児童虐待防止法等の見直しに向けた調査検討を行う。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実

(新) ○ 専門職員研修の実施 1百万円

婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、専門研修を行う。

(新) ○ 一時保護所への保育士（非常勤）の配置 17百万円

多数の同伴乳幼児が在所する（年間1,000人以上）婦人相談所一時保護所に、保育士（非常勤）を配置し、被害者及び同伴乳幼児が安心できる環境を整備する。

○ 母子生活支援施設の夜間警備体制の拡充 72百万円

配偶者からの暴力から逃れて入所している母子等の安全確保のための夜間警備体制を充実する。

47か所 → 70か所

総合的母子家庭等自立対策の展開

現在、国会において継続審議となっている「母子寡婦福祉法等の一部改正法案」の成立を待って、子どものしあわせを第一に考えた「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立支援」に主眼をおいた改革を実施する。

(1) 母子家庭等の子育てと生活の支援

(新) ○ 小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の創設 53百万円

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する事業を創設する。

(新) ○ 母子生活支援施設の保育機能の充実 128百万円

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

○ 日常生活支援事業の拡充（介護人派遣事業を名称変更） 564百万円

母子家庭の母等が、自立するための就学や疾病などにより一時的に介護、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する事業を拡充する。

○ ひとり親家庭生活支援事業の拡充 494百万円

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、健康支援、土日・夜間電話相談、児童訪問援助（ホームフレンド）、情報交換の場の提供など各種事業を地域の実情に応じて選択実施する。

(2) 母子家庭等の自立のための就労支援

(新) ○ 自立支援給付金の創設 1,321百万円

母子家庭の母の就業を促進するため、地方公共団体が指定する職業能力開発のための講座を受講する場合に受講料を補助するとともに、介護福祉士等の養成機関で2年以上受講する場合に生活費の負担軽減のための給付等を行う制度を創設する。

○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の創設 1,768百万円

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供するための母子家庭等就業・自立支援センター事業を創設する。

(新) ○ 試行雇用を通じた早期再就職の促進 813百万円

母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるとともに、早期就職を促進する職場内外の条件整備を図るため、短期の試行雇用を実施する。

(新) (3) 子どものための養育費の確保 6百万円

親の扶養義務について周知するとともに、養育費の取決めに関する社会的気運の醸成を図るため、国においてリーフレットを作成する。

(4) 母子寡婦福祉貸付金の充実 6,030百万円

就学支度資金の貸付限度額の引き上げ等、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

(新) (5) 自立支援計画策定の促進 957百万円

都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村における「母子・寡婦自立支援計画」の策定を促進するため、財政的援助を行う。

(6) 児童扶養手当

254,999百万円

物価スライドの取り扱い(15年4月実施)

法律に定められている児童扶養手当の物価スライドの平成15年度の取扱いについては、年金や他の手当の取扱いと合わせて、政府経済見通しにおける平成14年度の物価下落率 $\Delta 0.6\%$ 分を引き下げて要求する。今後、物価、賃金、公務員給与の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討する。これまでの物価スライドの特例措置(1.7%)に要する経費の平成15年度における所要額は、概算要求基準の枠外で要求する。

施 設 の 整 備

(1) 施設の整備（社会・援護局に一括計上）

○ 保育所緊急整備

新エンゼルプランに基づく多機能保育所等の整備に加え、待機児童ゼロ作戦による保育所受入れ児童数の増大を図るための整備を推進する。

○ 子育て支援のための拠点施設の障害児通園事業との交流における改善

放課後児童クラブと障害児通園事業を連携し実施する場合に交流スペースの整備補助を加算する。

[1施設当たり 6,100千円を加算]

○ 母子生活支援施設の母子家庭等子育て支援室加算の創設

母子生活支援施設において、保育機能の充実を図り、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより、その自立を支援するための子育て支援室を整備する場合の費用を補助対象とする。

[1人当たり 1,790千円を加算（小規模保育所並び）]

○ 母子生活支援施設施設整備の補助方式の拡大

都市部における施設不足を解消するため、地方公共団体が社会福祉法人等に貸与することを目的として母子生活支援施設を整備する場合の費用を補助対象とする。

○ **特定保育事業のための保育室等を整備する場合の加算の創設**

保育所において特定保育事業のための保育室等を整備する場合の費用を補助対象とする。

[1施設当たり 10,300千円を加算]

○ **学校余裕教室活用促進事業の拡充**

公立学校の余裕教室等を保育所に転用する場合と同様に、廃止される公立学校の建物を保育所に転用する場合に補助対象とする。

○ **子育て支援のための拠点施設の設置主体の拡大**

設置主体を市町村から社会福祉法人にまで拡大する。

○ **国庫補助申請に係る事務負担軽減に伴う補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化**

国庫補助申請に係る事務負担軽減のため、昨年度改善した介護関連施設以外の全ての施設について、補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化を行う。

施設の運営の充実

(2) 施設の運営

- 保育所の受入れ児童数の増大（再掲）

保育所運営費（14,792百万円）

195.5万人→200.0万人（+4.5万人）

- 保育所事務職員雇上費加算対象施設の拡大（10月実施）

特別保育事業等実施保育所

定員61人以上→46人以上

- 保育所主任保育士専任加算対象施設の拡大（10月実施）

特別保育事業等複数実施保育所

定員46人以上→全施設

- 婦人相談所一時保護所への保育士（非常勤）の配置（再掲）

- 母子生活支援施設の保育機能の充実（再掲）

- 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の創設（再掲）

- 母子生活支援施設の夜間警備体制の拡充（再掲）

- 地域小規模児童養護施設の拡充（再掲）

- 児童養護施設の被虐待児個別対応職員の充実（再掲）

- 入所児童処遇費の改善

里親手当、就職支度費等の改善

新エンゼルプランの着実な推進

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ～16年度まで

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度目標値
○低年齢児の受入れの拡大	(59.3) 59.8 万人	(62.4) 61.8 万人	64.4 万人	67.4 万人	68 万人
○延長保育の推進	(8,052) 8,000 か所	(9,431) 9,000 か所	10,000 か所	11,500 か所	10,000 か所
○休日保育の推進	(152) 100 か所	(271) 200 か所	450 か所	500 か所	300 か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132) 200 市町村	(206) 275 市町村	350 市町村	425 か所	500 市町村
○多機能保育所等の整備	(333) 305 か所 (11' 補正) 88 か所 計 393 か所	(291) 298 か所 (12' 補正) 88 か所 累計 779 か所	268 か所 (13' 1次補正) 83 か所 (13' 2次補正) 76 か所 累計 1,206 か所	268 か所 累計 1,474 か所	累計 2,000 か所
○地域子育て支援センターの整備	(1,376) 1,800 か所	(1,791) 2,100 か所	2,400 か所	2,700 か所	3,000 か所
○一時保育の推進	(1,700) 1,800 か所	(3,068) 2,500 か所	3,500 か所	4,500 か所	3,000 か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	(116) 82 か所	(193) 182 か所	286 か所	379 か所	180 か所
○放課後児童クラブの推進	(9,401) 9,500 か所	(9,873) 10,000 か所	10,800 か所	11,600 か所	11,500 か所
○フレイフレイ・テレフォン事業の整備	(39) 39都道府県	(43) 43都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
○再就職希望登録者支援事業の整備	(24) 24都道府県	(33) 33都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
○周産期医療ネットワークの整備	(14) 13都道府県	(16) 20都道府県	28 都道府県	37 都道府県	47 都道府県
○小児救急医療支援の推進	(51) 240 地区	(74) 240 地区	300 地区	300 地区	(13年度) 360 地区 (2次医療圏)
○不妊専門相談センターの整備	(18) 24 か所	(24) 30 か所	36 か所	42 か所	47 か所

- (注) 1. 待機児童ゼロ作戦を推進するため、15年度においては、保育所の受入れ児童数を4.5万人増加させることとしている。
 2. 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390か所を含む。
 3. 12年度、13年度の上段()は実績値。

多様な働き方を可能とする労働環境の整備

《 2,389百万円 → 2,447百万円 》

多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境整備

(1) 多様就業型ワークシェアリング推進のための環境整備 2,330百万円

(新) ○ 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施(再掲) 293百万円

子育てや自己啓発など、個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、業種ごとに短時間正社員制度導入のためのモデルを開発し、その普及を図る。

○ パートタイム労働者と正社員との均衡処遇ルールの周知徹底などパートタイム労働対策の推進 2,037百万円

パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の具体的内容を明確化し、ルールの社会的な浸透、定着を図るほかパート助成金の交付、各種情報提供・相談援助を行う。

(2) 在宅就業対策の推進 40百万円

在宅就業を支援するため、在宅就業者に対して自己診断システムの提供等を行うほか各種情報提供・相談援助を行う。

男女雇用機会均等の確保対策の充実

- (1) 実質的な均等取扱いを確保するための行政指導の徹底及び個別紛争の
解決援助の促進 155百万円

男女雇用機会均等法に基づく雇用管理が実現されるよう法令の周知徹底を図り、採用・配置・昇進を中心とした実質的な均等取扱いを確保するための行政指導を展開するとともに、事業主と女性労働者の間の個別紛争の解決援助を促進する。

- (2) ベンチマークの構築・普及等ポジティブ・アクションの促進 943百万円

企業のポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための積極的取組）の推進状況に関する客観的な評価や目標の設定を可能とするようなベンチマーク（基準値）を開発、提供すること等によりポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

- (新) (3) 男女間の賃金格差解消のための雇用管理の改善方策の普及 8百万円

男女間の賃金格差解消のため、専門家による検討を踏まえた雇用管理の改善方策を事業主・事業主団体・労働団体等に対して普及する。